

諸手当について

1 通勤手当

(1) 支給対象範囲及び支給額

ア 支給対象職員

通勤距離（徒歩で通勤した場合の最短距離）が片道2km以上ある次のいずれかに該当する学校職員

- ・通勤にバス、電車等の交通機関等を利用し、運賃等を負担することを常例とする者
- ・通勤に自転車、自動車等を使用することを常例とする者
- ・通勤にバス等を利用して運賃等を負担し、かつ自動車等を併用することを常例とする者

イ 支給額

- ・運賃相当額の算出

交通機関等利用者	運賃等相当額（1カ月の通勤に要する運賃等の額に相当する額）を全額支給 ※鉄道を利用する職員については、原則として4月と10月に6カ月定期券代を支給
自動車等使用者	片道の最短距離 使用する交通用具の種類 } により算出 ※「最短距離」は実際の通勤経路ではなく、電子地図等により計測した通勤経路による最短距離。 ※別表1参照
併用者	交通機関等の部分と自動車等の部分の金額を合算

(2) 高速自動車国道（新幹線鉄道）利用者にかかる通勤手当

ア 認定基準

- ・高速道路利用の場合
「時間短縮30分以上相当」かつ「高速道路等を利用しない場合の通勤距離36km以上」
- ・新幹線利用の場合
「時間短縮30分以上」かつ「新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤距離40km以上」
又は
「時間短縮30分以上」かつ「新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤時間90分以上」

イ 支給額

特別料金等の2分の1相当額（片道1万円、往復2万円を上限）と特別料金等を負担しないものとした場合の通勤手当額の合計額を支給
※高速料金は、ETC割引適用後の2分の1を支給

(3) 駐車場等利用者にかかる通勤手当

ア 併用者で乗継地周辺の駐車場（駐輪場）の駐車料金を負担している者に対し支給する。

- ・自動車：利用料の2分の1（100円未満の端数を切り捨て、上限2,500円）
- ・自転車、オートバイ：一律500円

イ 自動車の使用距離が片道8km以上の者で、通勤のため勤務学校等（職員のための駐車場が必要台数確保されていない学校等に限る）周辺の有料の自動車駐車場を利用している者に対し、利用料の2分の1（上限2,500円）を支給する。

2 住居手当

(1) 支給対象範囲及び支給額

ア 支給対象職員

- ・自ら住宅（貸間を含む）を借受け、居住し、月額16,000円を超える家賃等を支払っている者（職員住宅等は対象外）

※ 住宅が自宅の者に対しては、住居手当は支給しない

イ 支給額

	家賃月額	手 当 額
借	16,000円超27,000円以下	家賃月額－16,000円
	27,000円超61,000円以下	{(家賃月額)－27,000円} ÷ 2 + 11,000円
間	61,000円超	28,000円（最高支給限度額）

例1) 家賃48,000円 共益費 2,000円 駐車場代 5,000円
 $(48,000 - 27,000) \div 2 + 11,000 = 21,500$ 円

※ 共益費、駐車場代は住居手当の支給対象には含まれない。

(2) 令和元年度給与改定に係る経過措置

ア 概要

群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例により、手当対象となる家賃の下限額及び手当の上限額が引き上げられ、激変緩和措置として経過措置が設けられている。

【改正前】

	家賃月額	手 当 額
借	12,000円超23,000円以下	家賃月額－12,000円
	23,000円超55,000円以下	{(家賃月額)－23,000円} ÷ 2 + 11,000円
間	55,000円超	27,000円（最高支給限度額）

イ 経過措置に伴う支給額（令和4年度～令和6年度）

(ア) 対象者：改正後の規定による支給額が改正前の規定による支給額に達しない者

(イ) 支給額：

$$\text{改正後支給額} + \frac{\text{改正前支給額} - \text{改正後支給額}}{4} \times \text{年度ごとの割合}$$

※ 年度ごとの割合

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
割合	4分の3	4分の2	4分の1

例2) 令和6年度の場合（家賃等は例1に同じ）

$$21,500 + (23,500 - 21,500) \times 1/4 = 22,000$$

$$\text{改正前支給額} \quad (48,000 - 23,000) \div 2 + 11,000 = 23,500$$

$$\text{改正後支給額} \quad (48,000 - 27,000) \div 2 + 11,000 = 21,500$$

3 扶養手当

(1) 支給範囲及び支給額

- ア 支給対象職員
扶養親族のある学校職員
- イ 支給額
- | | |
|-----|---------|
| 配偶者 | 6,500円 |
| 子 | 10,000円 |
| 父母等 | 6,500円 |

※ 特定期間（満16歳の年度始めから満22歳の年度末）までの子については、1人につき5,000円を上記の額に加算して支給する。

(2) 扶養親族となる身分等の要件

- ・ 配偶者
- ・ 満22歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子、孫
- ・ 満60歳以上の父母、祖父母（義父母を除く）
- ・ 満22歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある弟、妹
- ・ 重度の心身障害者

(3) 扶養親族として認定できない者

- ア 学校職員の配偶者、兄弟姉妹が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- イ 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- ※ 不定期な収入（農業所得、事業所得等）がある場合は年間所得が130万円以上あると見込まれる者、定期的な収入（給与所得、基本手当、年金等）がある場合は月間所得が年間限度額（130万円）に12分の1を乗じて得た額（108,333.333・・・円）以上あると見込まれる者を指す。

4 児童手当（給与外）

※公務員については所属庁から支給

支給範囲及び支給額

- ア 支給対象職員
- ・ 中学校修了前の児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）を監護し、かつ生計を同じくする者
- イ 支給額（扶養親族の人数に応じた所得要件あり）
- ・ 1箇月につき、支給対象となる子ども一人につき以下の額

0歳以上3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	15,000円
小学校修了後中学校修了前	10,000円
所得要件を満たさない場合（特例給付）	5,000円

1～4の手当については、支給要件を満たしていても職員から届出がないと支給されないので、勤務開始後、速やかに所属の事務職員へ届け出てください。

届出のあった翌月から支給開始となりますが、月の初日が事実発生の場合は、事実発生日から15日以内に届出をすれば、当月から支給となります。

(※ただし、児童手当は、月の初日に事実発生があっても、届出の翌月からの支給となります。)

なお、支給要件を欠いた後にその旨を届け出ず、そのまま支給を受けていた場合は、要件を欠いた日に遡り過払い分を全額返還していただくこととなります。

5 その他の主な手当

- (1) 義務教育等教員特別手当……教員人材確保法の趣旨により教育職員に支給
- (2) 期末手当・勤勉手当……民間の賞与にあたる特別給
- (3) 宿日直手当……宿日直勤務を命じられた学校職員に支給
- (4) 時間外勤務手当……正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給
(教育職員は教職調整額(給料月額×4/100)が支給されるため適用外)
- (5) 寒冷地手当……寒冷地に在勤する学校職員に支給
- (6) 定時制通信教育手当……定時制又は通信制課程に本務として勤務する教育職員に支給
- (7) 産業教育手当……実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する教育職員に支給
- (8) 特殊勤務手当……特殊な勤務に従事する教育職員に実績に基づき支給するもので主なものは**別表2参照**

給与の支払い

1 給与支払いの原則

- ①直接払いの原則 ②現金払いの原則 ③一括払いの原則
特例→口座振込

2 支給日

- (1) 毎月の給与……毎月21日
 - (2) 期末手当・勤勉手当……6月期：6月30日、12月期：12月10日
 - (3) 寒冷地手当……11月から翌年3月の21日
 - (4) 児童手当(給与外)……6月、10月、2月の各21日(各月に4カ月分を支給)
- ※ 支給日が土・日・休日の時は、その直前の土・日・休日でない日

通勤手当距離別支給額早見表 (21日用)

(令和5年10月1日適用)

交通用具 片道の 種類 使用距離		自動車(四輪車)	バイク等(二輪)	自 転 車
km以上	km未満	円	円	円
2	~ 3	2,000	2,000	2,300
3	~ 4	2,220		
4	~ 5	2,860		
5	~ 6	4,100	4,100	4,100
6	~ 7	4,130		
7	~ 8	4,760		
8	~ 9	5,400		
9	~ 10	6,030		
10	~ 11	6,660	6,500	6,500
11	~ 12	7,300		
12	~ 13	7,930		
13	~ 14	8,570		
14	~ 15	9,200		
15	~ 16	9,840	8,900	8,900
16	~ 17	10,470		
17	~ 18	11,110		
18	~ 19	11,740		
19	~ 20	12,380		
20	~ 21	13,010	11,300	11,300
21	~ 22	13,650		
22	~ 23	14,280		
23	~ 24	14,920		
24	~ 25	15,550		
25	~ 26	16,190	13,700	13,700
26	~ 27	16,820		
27	~ 28	17,460		
28	~ 29	18,090		
29	~ 30	18,730		
30	~ 31	19,360	16,100	16,100
31	~ 32	19,990		
32	~ 33	20,630		
33	~ 34	21,260		
34	~ 35	21,900		
35	~ 36	22,530	18,500	18,500
36	~ 37	23,160		
37	~ 38	23,790		
38	~ 39	24,420		
39	~ 40	25,050		
40	~ 41	25,680	20,900	20,900
41	~ 42	26,310		
42	~ 43	26,940		
43	~ 44	27,570		
44	~ 45	28,200		
45	~ 46	28,830	21,800	21,800
46	~ 47	29,460		
47	~ 48	30,090		
48	~ 49	30,720		
49	~ 50	31,350		
50	~ 51	31,980	22,700	22,700

交通用具 片道の 種類 使用距離		自動車(四輪車)	バイク等(二輪)	自 転 車
km以上	km未満	円	円	円
51	~ 52	36,260	22,700	22,700
52	~ 53	37,550		
53	~ 54	38,190		
54	~ 55	38,820	23,600	23,600
55	~ 56	39,460		
56	~ 57	40,660		
57	~ 58	41,300		
58	~ 59	41,930		
59	~ 60	42,570	24,500	24,500
60	~ 61	43,700		
61	~ 62	44,340		
62	~ 63	44,970		
63	~ 64	45,610		
64	~ 65	46,670		
65	~ 66	47,310		
66	~ 67	47,940		
67	~ 68	48,580		
68	~ 69	49,600		
69	~ 70	50,230	24,500	24,500
70	~ 71	50,870		
71	~ 72	51,500		
72	~ 73	52,480		
73	~ 74	53,110		
74	~ 75	53,750		
75	~ 76	54,380		
76	~ 77	55,020		
77	~ 78	55,650		
78	~ 79	56,290		
79	~ 80	56,920	24,500	24,500
80	~ 81	57,560		
81	~ 82	58,190		
82	~ 83	58,830		
83	~ 84	59,460		
84	~ 85	60,100		
85	~ 86	60,730		
86	~ 87	61,370		
87	~ 88	62,000		
88	~ 89	62,640		
89	~ 90	63,270	24,500	24,500
90	~ 91	63,900		
91	~ 92	64,540		
92	~ 93	65,170		
93	~ 94	65,810		
94	~ 95	66,440		
95	~ 96	67,080		
96	~ 97	67,710		
97	~ 98	68,350		
98	~ 99	68,980		
99	~ 100	69,620		

※太字による表記箇所が今回の給与改定による改定後の通勤手当額